**政令第百三十九号**

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、土地改良法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地改良法施行令の一部改正）

**第一条**　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の九中「第八十七条の三第七項」の下に「（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第十八項」を「並びに同条第十八項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二条第一号中「農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び」を「農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進」に改め、「改善」の下に「及び農業生産活動の継続的な実施」を加える。

第四十八条の二第二号中「こととなる金額」の下に「当該土地改良区が、定款で定めるところにより、イに掲げる費用に充てるための資金を積み立てている場合には、当該資金の金額を控除した金額。次条第三号において同じ。）」を加える。

第四十八条の三の次に次の一条を加える。

（急施の場合の要件）

**第四十八条の三の二**　法第四十九条第一項第二号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　法第四十九条第一項第一号に規定する復旧事業（以下「復旧事業」という。）とこれに附帯して施行することを相当とする同項第二号に規定する土地改良事業とを一体とした事業（次号において単に「事業」という。）の施行に係る土地改良施設について、次に掲げる変更を要することとならないこと。

イ　当該土地改良施設に係る受益地の変更

ロ　当該土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更

二　当該事業の施行に係る地域内にある土地について法第三条に規定する資格を有する者が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該者が当該土地改良施設の管理に現に要する費用及び当該事業を行わないものとすれば当該土地改良施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

イ　当該事業に要する費用

ロ　当該事業の施行後の当該土地改良施設の管理に要する費用

第四十八条の十二を第四十八条の十四とし、第四十八条の十一を第四十八条の十三とし、第四十八条の十の次に次の二条を加える。

（情報通信環境整備事業の施行に関する基本的な要件）

**第四十八条の十一**　法第五十七条の九第二項において準用する法第五十七条の五第一号（法第五十七条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める基本的な要件は、次に掲げるものとする。

一　当該情報通信環境整備事業を行う区域が、当該土地改良区の地区内にある土地又はその周辺の地域内にある土地の区域であつて、農業振興地域内にあること。

二　当該情報通信環境整備事業が、当該土地改良区による農業用用排水施設の管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用を促進するため、必要かつ効果的であると認められること。

三　当該情報通信環境整備事業に係る施設の構造及び設備が、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、農林水産省令で定める技術的基準に適合するものであること。

（情報通信環境整備事業の遂行のための基礎的な要件）

**第四十八条の十二**　法第五十七条の九第二項において準用する法第五十七条の五第三号（法第五十七条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　当該土地改良区において当該情報通信環境整備事業を適確に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。

二　当該土地改良区において当該情報通信環境整備事業の規模からみて必要と認められる技術者を確保する見込みがあること。

三　当該土地改良区の当該情報通信環境整備事業に係る業務の執行及び会計の経理が適正に行われる見込みがあること。

第五十条第二項中「農業生産の選択的拡大」を「消費者の需要に即した農業生産の推進」に改める。

第五十条の二の七中「第八十七条の二第四項の」を「第八十七条の二第四項（法第八十八条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の」に改める。

第五十条の二の八の前の見出し中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改める。

第五十条の二の九中「第八十七条の三第一項第二号」の下に「（法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十条の二の十中「第八十七条の三第一項第三号（一」の下に「法第九十六条の四第一項において準用する場合及び」を加える。

第五十条の二の十一の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（急施の場合の要件）」を付し、同条中「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条各号を次のように改める。

一　法第八十七条の四第一項第一号に掲げる土地改良事業にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ　当該土地改良事業の施行に係る農業用用排水施設について、次に掲げる変更を要することとならないこと。

(1)　当該農業用用排水施設に係る受益地の変更

(2)　当該農業用用排水施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更

ロ　当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について法第三条に規定する資格を有する者が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該者が当該農業用用排水施設の管理に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとすれば当該農業用用排水施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

(1)　当該土地改良事業に要する費用

(2)　当該土地改良事業の施行後の当該農業用用排水施設の管理に要する費用

二　法第八十七条の四第一項第二号に掲げる土地改良事業にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ　当該土地改良事業の施行後の農業用用排水施設に係る受益地が法第八十七条の四第一項第二号の既存の農業用用排水施設に係るものと一致し、かつ、当該施行後の農業用用排水施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分が当該既存の農業用用排水施設に係るものとおおむね同等であること。

ロ　当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について法第三条に規定する資格を有する者が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該者が当該既存の農業用用排水施設の管理に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとすれば当該既存の農業用用排水施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

(1)　当該土地改良事業に要する費用

(2)　当該土地改良事業の施行後の農業用用排水施設の管理に要する費用